各位

会 社 名 コカ・コーラウエスト株式会社 代表取締役 社長兼CEO 末 吉 紀 雄 (コード番号 2579 東証第一部、大証第一部、福証) 問合せ先 総 務 部 長 古 賀 靖 教 (Tel. (092) 283-5712)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年2月6日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年3月24日開催予定の第51回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年6月9日法律第88号)附則第6条第1項の定めにより、当社は株券の電子化の施行日において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。このため、現行定款第8条および第9条第2項の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、株主名簿作成の実務にあわせるための変更を行い、その他条数の繰上げおよび条文の形式的な整備等を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりであります。

3. 日程

- (1) 定款変更のための株主総会開催日 平成21年3月24日 (火曜日)
- (2) 定款変更の効力発生日 平成21年3月24日 (火曜日)

以上

変更の内容

現行定款	変更案
(株券の発行) 第8条 当会社は、株式に係る株券を発行する。	(削 除)
(単元株式数 <u>および単元未満株券の不発行</u>) 第 <u>9</u> 条 (省 略) <u>2. 当会社は、単元未満株式に係る株券を発行しない</u> ことができる。	(単元株式数) 第 <u>8</u> 条 (現行どおり) (削 除)
(単元未満株式についての権利) 第10条 当会社の株主 (実質株主を含む。以下同じ。) は、その有する単元未満株式について、次に掲げる 権利以外の権利を行使することができない。 (1)	(単元未満株式についての権利) 第 <u>9</u> 条 当会社の株主は、その有する単元未満株式に ついて、次に掲げる権利以外の権利を行使すること ができない。 (1)
(省 略)	(現行どおり) (4)
第 <u>11</u> 条 (省 略)	第 <u>10</u> 条 (現行どおり)
(株主名簿管理人) 第12条 (省 略) 2. (省 略) 3. 当会社の株主名簿 (実質株主名簿を含む。以下同 じ。)、新株予約権原簿および株券喪失登録簿の作成 ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿 および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主 名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わな い。	(株主名簿管理人) 第 <u>11</u> 条 (現行どおり) 2. (現行どおり) 3.当会社の株主名簿 <u>および</u> 新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿 <u>および</u> 新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿 <u>および</u> 新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。
第 <u>13</u> 条 (省 略) 第 <u>14</u> 条	第 <u>12</u> 条 (現行どおり) 第 <u>13</u> 条
(基準日) 第 <u>15</u> 条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に <u>記載または</u> 記録された議決権を有する株主をもっ て、その事業年度に関する定時株主総会において権 利を行使すべき株主とする。	(基準日) 第 <u>14</u> 条 当会社は、毎年12月31日の最終の株主名簿に 記録された議決権を有する株主をもって、その事業 年度に関する定時株主総会において権利を行使す べき株主とする。
第 <u>16</u> 条 (省 略) 第 <u>37</u> 条	第 <u>15</u> 条 〜 (現行どおり) 第 <u>36</u> 条
(剰余金の配当) 第 <u>38</u> 条 当会社は、株主総会の決議により、毎年12 月31日の最終の株主名簿に <u>記載または</u> 記録された 株主または登録株式質権者に対し、期末配当をする ことができる。	(剰余金の配当) 第 <u>37</u> 条 当会社は、株主総会の決議により、毎年12 月31日の最終の株主名簿に記録された株主または 登録株式質権者に対し、期末配当をすることができ る。

現行定款		定款	変更案
2. 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に <u>記載または</u> 記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。			2. 当会社は、取締役会の決議により、毎年6月30日の最終の株主名簿に記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当をすることができる。
第 <u>39</u> 条	(省	略)	第 <u>38</u> 条 (現行どおり)
	新	<u>ਜ</u> ੍ਹੇ)	附則2 第1条 当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。 第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、平成22年1月6日をもって前条および本条を削除するものとする。

以上